

○条例案に対するご意見（人権施策審議会委員から提出いただいたご意見）

〈前文〉

条例案の前文

「しかしながら、社会には未だに人種、信条、性別、社会的身分、出身のほか、…深刻な差別が存在します」とあるが、部落差別が「社会的身分、出身」に含まれていると解釈してもよいのか。

〈第2章〉

第2条（差別の禁止）

部落差別が「社会的身分、出身」に含まれるのかどうかの再確認と、罰則規定のないものの、社会的差別をいわば包括的に禁止する条例であるとの捉え方でよいのか。（…不当な差別をしてはならない）

〈第3章〉

第3章 個別の人権課題と禁止事項

第7条、第8条、第9条、第10条については具体的な禁止事項が記載されているように思うが、第6条（部落差別の解消の推進）に関しては、教育・啓発、その他の施策を講じることのみになっている如何か。

第10条第2項

「その容貌、姿態、音声その他の個人的特徴を模倣し、又は合成した画像、映像等の記録を作成し、これらを真正な情報として公表してはならない」とあるが、記載が限定的で、模倣、合成でないものは対象外となるのか。

第11条（削除の要請等）

「インターネット上において、市内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る情報」とは、どのようなものか。「被差別部落の識別情報」が含まれると解釈してもいいか。また、これらの情報以外は削除要請の対象とならないのか。

〈第4章〉

第15条第2項

「部落差別解消推進法」の付帯決議に記載されている内容かと思われるが、敢えて記載する必要があるのかどうか。新たな差別を生じさせるような調査とはどのようなものか。